

志和池中央ふれあい広場東屋設置事業 要求水準書

I 概要

1 所在地

- ・ 志和池中央ふれあい広場／宮崎県都城市上水流町 1 9 5 2 番地 3

2 事業スケジュール（予定）

本業務の主なスケジュールは、以下のとおりとする。

事業契約締結	令和 7 年 10 月上旬
設計期間	契約締結の日から令和 7 年 11 月下旬まで
申請（行政手続き）期間	令和 7 年 12 月上旬まで
施工期間	令和 7 年 12 月下旬～令和 8 年 2 月下旬
事業終了	令和 8 年 3 月 13 日 ただし、設計・施工期間は、工期短縮の受注者提案を可能とする。

※スケジュールは予定であり、前後する可能性がある。

3 関連法令・適用基準等

本事業を実施するに当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、都城市みどりと景観のまちづくり条例（平成 18 年条例第 219 号）のほか、関係する法令・条例等を遵守すること。また、適用基準として以下を参照すること。

なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。なお、仕様書類はすべて最新版を適用すること。

- （1） 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（建築工事編）
- （2） 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）
- （3） 建築工事監理指針
- （4） 官庁施設の総合耐震計画基準
- （5） その他関係適用基準等

4 本事業における留意事項

- （1） 施工用の電力・給水及び施工に必要な事務所、休憩所、便所等は、受注者が準備すること。
- （2） 施工用の電力は、発電機（低騒音型）を設置すること。給（排）水は、構内から分岐し、メーターを取り付けて、使用量に応じた料金を支払うこと。
- （3） 機器の搬入、据え付け、調整については、発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- （4） 機器の搬入、据え付け、調整にかかる費用は、すべて工事費に含めること。

- (5) 周辺住民やパークゴルフ場利用者等に支障がないよう、騒音、振動、粉塵、臭気等の対策を図ること。
- (6) 緊急車両及び周辺の車両の通行に支障がないよう配慮すること。
- (7) 各関係機関と十分に事前協議の上、実施するとともに、必要な申請、行政手続き、届出等を遅滞なく行うこと。なお、申請等に要する費用は本業務の費用に含むものとする。

II 設置条件等

1 基本的な考え方

(1) 配置計画

- ① 施設は、利用者、来場者が雨よけや日よけとして使用することを基本としつつ、保育園や小学校などの遠足では荷物置場として活用する東屋を配置・設計することとする。
- ② 本件敷地は、一般廃棄物最終処分場（第1期処分場）の跡地で、地表から50センチメートルの位置に雨水の地下浸透を防ぐ遮水シートが設置されていることに留意すること。
- ③ 周辺に隣接する施設に影響が出ないように配慮すること。

(2) 意匠計画

- ① 志和池中央ふれあい広場の自然環境と調和し、周辺景観を引き立てるデザインであること。
- ② 施設の外観は、周辺の景観から逸脱しない形態・色彩・構成とすること。
- ③ 意匠法（昭和34年法律第125号）に違反しないこと。

(3) 施設的环境

- ① 施設利用者が快適に利用できるスペースを確保すること。

(4) 施設の安全性

- ① 耐震、耐風、防火等の関係法令に関する基準を満たしていること。
- ② 施設・設備等は十分な耐久性を備えたものとし、防錆・防腐の処置を施すこと。
- ③ その他、施設利用者及び観覧者の安全性に考慮したものとする。
- ④ 台風被害が多い地域であることを考慮した設計・仕様とすること。

2 計画施設の概要

(1) 東屋

① 設置位置

志和池中央ふれあい広場内で市が指定する位置

（パークゴルフ場待機・休憩所1棟、遊具広場2棟、多目的広場1棟）

② 規模

建築面積：3.0m×3.0m（9㎡程度）の4棟を基本とすること。

※屋根の投影面積は、4.0m×4.0m（16㎡程度）

- ③ 構造
構造は腐食等の耐久性の高い金属製とする。
- ④ 仕様
 - ア 天井高は、2.1～2.5m程度とすること。
 - イ 柱数は可能な限り少なくすること。
 - ウ 全ての東屋に固定式のテーブルや椅子を設置し、耐久性の高い素材を使用し、利用者の安全性に配慮した形状とすること。
 - エ 床面は土間コンクリート仕上げと同等以上とすること。
 - オ 照明設備は想定していない。ただし、提案は否定しない。
 - カ 耐久性、更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。
 - キ 風水害、落雷、停電、大火、地震その他の災害を考慮すること。
- ⑤ その他
 - ④仕様に記載の事項以外に、配置した方がよいと思われる設備、設計があれば提案すること。この場合、請負金額の増額は行わない。

Ⅲ 業務実施に係る要求水準

1 設計・工事監理業務

(1) 設計内容

東屋の工事实施に先立ち次の設計業務を行うこと。

① 設計業務

- ・設計については、準拠すべき法令、基準、本水準書を満たすとともに、企画提案に記載した内容等について遵守し、設計成果物（設計図書、設計図面、及び数量計算書をいう。）を市に提出し、承認を得ること。設計成果物においては、次の事項を遵守し、設計成果物を提出すること。
- ・本水準書Ⅰ 3 関連法令、適用基準等を遵守すること。
- ・本水準書Ⅱ 1 基本的な考え方及び同 2 計画施設の概要を反映させること。
- ・計画的で無理のない工程とすること。

(2) 打ち合わせ

打ち合わせは次の区切りにおいて行うものとし、回数は3回とする。また、第1回打ち合わせ、設計終了時については、管理技術者が立ち会うものとする。

- ① 設計業務着手時
- ② 調査開始時
- ③ 設計終了時

(3) 設計及び施工の配置技術者

次に掲げる技術者等を配置すること。なお、各技術者等の資格や経歴については、様式3号に記載するとともに、資格や従事した経歴が分かる資料を添付すること。

- ① 直接的かつ恒常的な雇用関係にある以下の技術者をそれぞれ配置すること。
- ② 設計における管理技術者については、一級建築士または二級建築士の資格を有する者とする。

③ 工事における主任技術者又は監理技術者は、次のいずれかに該当する者を専任で配置すること。ただし、主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合（注）は専任を要しない。

- ・ 一級建築士の資格を有する者
- ・ 二級建築士の資格を有する者
- ・ 一級建築施工管理技士の資格を有する者
- ・ 二級建築施工管理技士（建築）の資格を有する者
- ・ 建築工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者

（注）「監理技術者制度運用マニュアル」及び「宮崎県公共事業情報サービス（R7.3.18 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例（専任特例2号）の取扱いについて）」を確認すること。

（4）行政手続き業務

本業務で行う設置工事が12月下旬までに着手できるよう、以下の手続きを行うこと。なお、その他、定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

- ① 東屋の設置に係る建築基準法第18条第2項に規定される計画通知申請に係る手続き

2 施工業務

施工体制及び技術者等の配置

建設業法に定める技術者で本工事に精通した者を配置する等、確実に施工できる体制をとるとともに、速やかにコリンズ登録を行うこと。